

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための  
消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する  
特別措置法及びガイドライン等について

# 法律の目的及び概要

## 1. 目的

平成26年4月及び平成27年10月の消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、特定事業者による消費税の転嫁拒否等の行為を迅速かつ効果的に是正し、また、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為並びに価格の表示について特別の措置を講じるため、所要の法整備を行うもの

## 2. 概要

### 第1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

消費税の転嫁拒否等の行為を取締り、当該行為を是正又は防止するために必要な法制上の措置を講じる。

### 第2 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

消費者の誤認を招き、他の事業者による円滑な転嫁を阻害する宣伝・広告等を是正又は防止するために必要な法制上の措置を講じる。

### 第3 価格の表示に関する特別措置

消費税の総額表示義務について、表示する価格がその時点における税込価格であると誤認されないための措置を講じている場合に限り、税込価格を表示することを要しないための必要な法制上の措置を講じる。

### 第4 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル及び表示カルテルについて、平成元年の消費税導入時と同様の独占禁止法の適用除外制度を設ける。

<平成25年10月1日から施行し、平成29年3月31日限りでその効力を失う。>



# 第1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置①

## 1. 法律の対象となる事業者

特定事業者(転嫁拒否等をする側)(買手)	特定供給事業者(転嫁拒否等をされる側)(売手)
① 大規模小売事業者	大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者
② 右欄の特定供給事業者から継続して商品又は役務の供給を受ける法人事業者	○資本金等の額が3億円以下の事業者 ○個人事業者等

## 2. 大規模小売事業者の定義(公正取引委員会規則)

- 特定事業者となる「大規模小売事業者」(公正取引委員会規則で定めるもの)  
一般消費者により日常使用される商品の小売業を行う者で、次の①又は②のいずれかに該当するもの
  - ① 前事業年度における売上高が100億円以上である者
  - ② 次のいずれかの店舗を有する者
    - ・ 東京都特別区及び政令指定都市において、店舗面積が3,000㎡以上
    - ・ その他の市町村において、店舗面積が1,500㎡以上
- (注) コンビニエンスストア本部等のフランチャイズチェーンの形態をとる事業者を含む(この場合、上記①の売上高については加盟する者の売上高を含む。)

## 3. 特定事業者の遵守事項

特定事業者は、特定供給事業者に対し、以下に掲げる行為を行ってはならない。

### (1) 消費税の転嫁拒否等の行為

#### ① 減額、買ったたき

- ・ 商品又は役務の対価の額を事後的に減額することにより、消費税の転嫁を拒否すること
- ・ 商品又は役務の対価の額を通常支払われる対価に比べて低く定めることにより、消費税の転嫁を拒否すること

#### ② 商品購入、役務利用又は利益提供の要請

- ・ 消費税の転嫁に応じることと引換えに商品を購入させ、又は役務を利用させること
- ・ 消費税の転嫁に応じることと引換えに金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること

#### ③ 本体価格での交渉の拒否

- ・ 商品又は役務の対価に係る交渉において本体価格(消費税を含まない価格)を用いる旨の申出を拒むこと

### (2) 報復行為

特定供給事業者が公正取引委員会等に転嫁拒否等の行為に該当する事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること



# 第1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置②

## 4. 減額について

### (1) 減額とは

特定事業者が、特定供給事業者から供給を受ける商品又は役務について、合理的な理由なく既に取り決められた対価から事後的に減じて支払うこと。

### (2) 具体例

○ 減額として問題となるのは、例えば次のような場合である。

(例1) 対価から消費税率引上げ分の全部又は一部を減じる場合

(例2) 既に支払った消費税率引上げ分の全部又は一部を次に支払うべき対価から減じる場合

(例3) 本体価格に消費税額分を上乗せした額を商品の対価とする旨契約していたにもかかわらず、対価を支払う際に、消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合

(例4) リベートを増額する又は新たに提供するよう要請し、当該リベートとして消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合

(例5) 消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数を対価から一方的に切り捨てて支払う場合

○ 減額とならない「合理的な理由」がある場合としては、例えば次のような場合が該当する。

(例1) 商品に瑕疵がある場合や、納期に遅れた場合等、特定供給事業者の責めに帰すべき理由により、相当と認められる金額の範囲内で対価の額を減じる場合

(例2) 一定期間内に一定数量を超えた発注を達成した場合には、特定供給事業者が特定事業者に対して、発注増加分によるコスト削減効果を反映したリベートを支払う旨の取決めが従来から存在し、当該取決めに基づいて、取り決められた対価の額から事後的にリベート分の額を減じる場合



# 第1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置③

## 5. 買ったたきについて

### (1) 買ったたきとは

特定事業者が、特定供給事業者から供給を受ける商品又は役務の対価について、合理的な理由なく通常支払われる対価よりも低く定める行為。

### (2) 具体例

○ 買ったたきとして問題となるのは、例えば次のような場合である。

(例1) 対価を一律に一定比率で引き下げて、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合

(例2) 原材料費の低減等の状況の変化がない中で、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合

(例3) 安売りセールを実施することを理由に、大量発注などによる特定供給事業者のコスト削減効果などの合理的理由がないにもかかわらず、取引先に対して値引きを要求し、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合

(例4) 免税事業者である取引先に対し、免税事業者であることを理由に、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合

(例5) 消費税率が2段階で引き上げられることから、2回目の引上げ時に消費税率引上げ分の全てを受け入れることとし、1回目の引上げ時には、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合

(例6) 商品の量目を減らし、対価を消費税率引上げ前のまま据え置いて定めたが、その対価の額が量目を減らしたことによるコスト削減効果を反映した額よりも低い場合

○ 買ったたきとはならない「合理的な理由」がある場合としては、例えば、次のような場合が該当する。

(例1) 原材料価格等が客観的にみて下落しており、当事者間の自由な価格交渉の結果、当該原材料価格等の下落を対価に反映させる場合

(例2) 特定事業者からの大量発注、特定事業者と特定供給事業者による商品の共同配送、原材料の共同購入等により、特定供給事業者にも客観的にコスト削減効果が生じており、当事者間の自由な価格交渉の結果、当該コスト削減効果を対価に反映させる場合

(例3) 消費税転嫁対策特別措置法の施行日前から、既に当事者間の自由な価格交渉の結果、原材料の市価を客観的に反映させる方式で対価を定めている場合

(注) 「自由な価格交渉の結果」とは、当事者の実質的な意思が合致していることであって、特定供給事業者との十分な協議の上に、当該特定供給事業者が納得して合意しているという趣旨である。



# 第1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置④

## 6. 商品購入、役務利用又は利益提供の要請について

### (1) 商品購入、役務利用又は利益提供の要請とは

特定事業者が、特定供給事業者から供給を受ける商品又は役務について、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せする代わりに、特定供給事業者に商品を購入させ、役務を利用させ又は経済上の利益を提供させる行為。

(注1) 特定事業者が供給する商品又は役務だけでなく、第三者の供給する商品又は役務を指定する場合も含む。

(注2) 商品を購入させる場合等だけでなく、事実上、購入を余儀なくさせていると認められる場合も含む。

### (2) 具体例

○ 商品購入、役務利用又は利益提供の要請として問題となるのは、例えば次のような場合である。

#### 【商品購入、役務利用の要請】

(例1) 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にディナーショーのチケットの購入、自社の宿泊施設の利用等を要請する場合

(例2) 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、本体価格の引下げに応じなかった取引先に対し、毎年定期的に一定金額分を購入してきた商品の購入金額を増やすよう要請する場合

(例3) 自社の指定する商品を購入しなければ、消費税率引上げに伴う対価の引上げに当たって不利な取扱いをする旨を示唆する場合

#### 【利益提供の要請】

消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、

(例1) 消費税の転嫁の程度に応じて、取引先ごとに目標金額を定め、協賛金を要請する場合

(例2) 通常必要となる費用を負担することなく、取引先に対し、従業員等の派遣又は増員を要請する場合

(例3) 消費税率の引上げに伴う価格改定や、外税方式への価格表示の変更等に係る値札付け替え等のために、取引先に対し、従業員等の派遣を要請する場合

(例4) 取引先に対し、取引の受発注に係るシステム変更に要する費用の全部又は一部の負担を要請する場合

(例5) 金型等の設計図面、特許権等の知的財産権、その他経済上の利益を無償又は通常支払われる対価と比べて著しく低い対価で提供要請する場合

## 第1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置⑤

### 7. 本体価格での交渉の拒否について

- 本体価格（税抜価格）での交渉の拒否とは、商品又は役務の供給の対価に係る交渉において消費税を含まない価格を用いる旨の特定供給事業者からの申出を拒むこと。
- 特定事業者が明示的に拒む場合が該当することはいうまでもないが、例えば、次のとおり、特定供給事業者が本体価格で価格交渉を行うことを困難にさせる場合も該当する。

（例1）特定供給事業者が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したため、本体価格に消費税額を加えた総額のみを記載した見積書等を再度提出させる場合

（例2）特定事業者が、本体価格に消費税額を加えた総額しか記載できない見積書等の様式を定め、その様式の使用を余儀なくさせる場合



# 第1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置⑥

## 8. 転嫁拒否等の行為に対する検査、指導等

- (1) 報告・検査（公正取引委員会，主務大臣，中小企業庁長官）  
特定事業者等に対して報告徴収，立入検査を行う。
- (2) 指導・助言（公正取引委員会，主務大臣，中小企業庁長官）  
特定事業者に対して，違反行為を防止又は是正するために必要な指導・助言を行う。
- (3) 措置請求（主務大臣，中小企業庁長官）  
違反行為があると認めるときは，公正取引委員会に対して，適当な措置（勧告・公表）をとることを求めることができる。ただし，①違反行為が多数に対して行われている場合，②違反行為による不利益の程度が大きい場合，③違反行為を繰り返す蓋然性が高い場合，その他④消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する重大な事実がある場合には措置請求を行うものとする。  
（※）報復行為については，④に該当する。
- (4) 勧告・公表（公正取引委員会）  
違反行為があると認めるときは，特定事業者に対して，速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他必要な措置をとるよう勧告し，その旨を公表する。

(注1) 主務大臣は，特定事業者又は特定供給事業者の事業を所管する大臣をいう。

(注2) 公正取引委員会，主務大臣及び中小企業庁長官が行う指導内容の例として，以下のようなものがある。

①転嫁を拒否した消費税額分を支払うこと， ②遡及的に消費税率引上げ分を対価に反映させること

③転嫁と引き換えに購入させた商品を引き取り，商品の代金を返還すること

④役務の利用料又は提供を受けた利益を返還すること ⑤消費税を含まない価格で価格交渉を行うこと 等

(注3) 特定事業者が公正取引委員会の勧告に従ったときは，独占禁止法による措置はとらない。

(注4) 政令により，国土交通大臣の権限に属する事務のうち，建設業等を営む者の一部に関しては都道府県知事が行うこととする。



# 第1 消費税の転嫁拒否等の行為に対する処理スキーム

